

(4) 学校での保健・安全

① 学校で気分が悪くなったらどうする？ケガをしたらどうする？

気分が悪くなったり、軽いケガの時には、学校の保健室へ行き、養護教諭の先生に応急手当をしてもらいます。保健室で休むこともできます。



② 「健康診断」はどんなことをするの？

4月に、学校にドクターが来て、無料で体、目、耳、鼻、歯を検診します。

(内科検診・眼科検診・耳鼻科検診・歯科検診)

心臓検診も無料で行います。…学校で心電図検査をします。

(小学校1年・4年、中学校1年のみ)

※内科検診や心臓検診では、衣服(上半身)を脱ぐことがあります。

※検診の前には、事前健康調査票がわけられます。

家庭で記入し、お子さんに持たせてください。

※健康診断の結果、異常が見つかった場合は、学校から「お知らせ」が届きます。早めに病院等でドクターに診てもらってください。



③ 「身体測定」はどんなことをするの？

4月に、体重、身長、座高、視力、聴力を測定します。

年に何回か、体重、身長を測定することがあります。

④ 他にも健康を管理するための検査があるの？

下のような検査があります。いずれも無料です。

・寄生虫検査………肛門にぎょうちゅう卵がないかどうか検査します。家で実施し、学校へ提出します。

(2日間やります。小学校3年生まで)
・尿検査………家で朝、尿をとり学校へ提出します。体に異常がないかどうか調べます。

・レントゲン撮影………肺のレントゲン写真を撮ります。結核を予防します

⑤ ケガの場合、後日費用が返金される？

学校の授業中や休み時間などに起こった事故によるケガで、子どもが病院にかかった費用については、後日返金されます。※ただし、かかった費用が5000円以下の場合を対象外です。

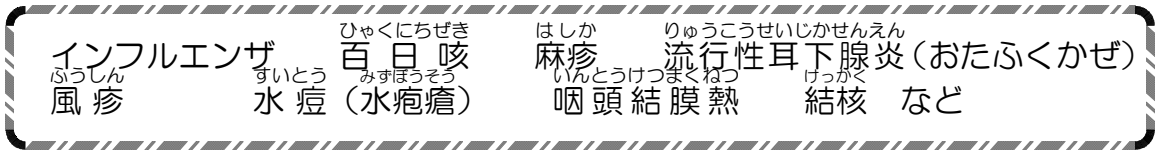
※右の用紙A(学校から渡されます)を、かかった病院で記入してもらい、学校に提出してください。

用紙A (学校でのケガの場合)

| | | | | | |
|-------------|---------------------------|---------------|----------------------|---------------------------|-----------|
| 別紙3(1) | | 医療等の状況 | | 学校(保育所)記入欄 | |
| | | 立 | | 学校 | |
| | | 平成 年 月 日 | | 平成 年 月 日 | |
| 被災児童生徒等 | 氏名 | 男 | 昭和 年 月 日生 | 女 | 平成 年 月 日生 |
| 傷病名 | (1) (2) (3) | | | | |
| 診療開始日 | (1) 平成 年 月 日 | 診療実日数 | 転 | 帰 | |
| | (2) 平成 年 月 日 | 日 | 治 | 死 | 中 |
| | (3) 平成 年 月 日 | | ゆ | 亡 | 止 |
| 診療請求点数 | 外 来 に 係 る 療 養 | 入 院 に 係 る 療 養 | | | |
| 報 酬 数 | 十 万 万 千 百 十 一 点 | 日 数 | 十 万 万 千 百 十 一 点 | 日 間 | |
| | | 日 数 | 万 千 百 十 一 円 | 入 院 に 係 る 食 事 療 養 費 負 担 額 | |
| | | 日 間 | | 日 間 | |
| 上記のとおりです。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 医療機関所在地及び名称 | | | | | |
| 氏 名 | | | | | |
| 印 | | | | | |
| ※ 決 定 | 外 来 に 係 る 療 養 費 | 10円 × | 点 × $\frac{4}{10}$ = | 円 | |
| | 入 院 に 係 る 療 養 費 | 10円 × | 点 × $\frac{4}{10}$ = | 円 | |
| | 入 院 に 係 る 食 事 療 養 費 負 担 額 | | | 円 | |
| | 合 計 | | | 円 | |

⑥ ^{なお}治るまで、^{とうこう}学校に登校してはいけない病気があるの？

- ・ 下のような伝染のおそれがある病気にかかったら、^{とうこうきょかしょ}ドクターの「登校許可書」をもらうまで登校できません。この場合、学校は「^{けっせき}欠席」にはなりません。（「^{ていし}停止」といいます。）



用紙B（「出席停止のお知らせ」「登校許可書」）

※治ったら、右の用紙B（学校から渡されます）「登校許可書」をドクターに書いてもらい、学校に提出してください。

(A-様式1) 平成 年 月 日
 保護者様
 年 組 氏名 _____
 学校(園)長名 _____

学校伝染病による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。
 つきましては、学校保健法第12条の規定により、出席停止をしてください。
 なお、病気が治りましたら、下の登校（園）許可証明書に医師に記入してもらい、学級担任へご提出ください。

記

| 種 | ○印 | 伝染病名 | 出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない) |
|---|----------------|-----------------|---|
| 1 | | 病名 () | 治癒するまで。 |
| 2 | | インフルエンザ | 解熱した後2日を経過するまで。 |
| | | 百日咳 | 特有の咳(せき)が消失するまで。 |
| | | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで。 |
| | | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺の腫脹が消失するまで。 |
| | | 風疹 | 発疹が消失するまで。 |
| | | 水痘(水疱瘡) | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| | | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| 3 | | 結核 | 症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。 |
| | | コレラ | 症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。 |
| | | 細菌性赤痢 | |
| | | 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| | | 腸チフス | |
| | | パラチフス | |
| | | 流行性角結膜炎 | |
| | 急性出血性結膜炎 | | |
| | その他の伝染病 () | | |

※ 学校保健法12条には、「校長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校（園）許可証明書

学校(園)長様 _____
 年 組 氏名 _____
 (保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

| | |
|-----|---|
| 第一種 | 病名 () |
| 第二種 | インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 () |

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染する恐れがなくなりましたので、登校(園)しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日 医師名 _____ 印 _____
(19. 4. 12)

